

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月8日

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階

【電話番号】 03-6456-4600

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 千田 高

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階

【電話番号】 03-6456-4600

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 千田 高

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 第19回新株予約権
その他の者に対する割当 9,750,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,529,750,000円

(注) 新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。行使価額の修正又は調整に伴い、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 150,000個(新株予約権 1 個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 9,750,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、本新株予約権 1 個当たりの発行価額に150,000を乗じた金額とする。) |
| 発行価格 | 新株予約権 1 個につき65円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.65円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2018年11月15日から2018年11月19日までのいずれの日(以下「条件決定日」という。)において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が65円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。 |
| 申込手数料 | 該当事項なし |
| 申込単位 | 1 個 |
| 申込期間 | 2018年12月 3 日(月) |
| 申込証拠金 | 該当事項なし |
| 申込取扱場所 | フィンテック グローバル株式会社 事業統括部 |
| 払込期日 | 2018年12月 4 日(火) |
| 割当日 | 2018年12月 4 日(火) |
| 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 神谷町支店 |

- (注) 1. フィンテック グローバル株式会社第19回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については、2018年11月 8 日(木)(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みを行い、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 2018年12月5日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定める。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 3. 行使価額の修正頻度 払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。 4. 行使価額の下限 下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の50%に相当する金額とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5. 交付株式数の上限 15,000,000株(発行済株式総数に対する割合は8.1%(小数点以下第2位を四捨五入)) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,269,750,000円(発行決議日の直前取引日の50%に相当する金額を行使価額の下限と仮定し、当該行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の見込みの金額である。本欄第4項に記載のとおり、下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額となり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。 |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> | <p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、15,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整される。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 |

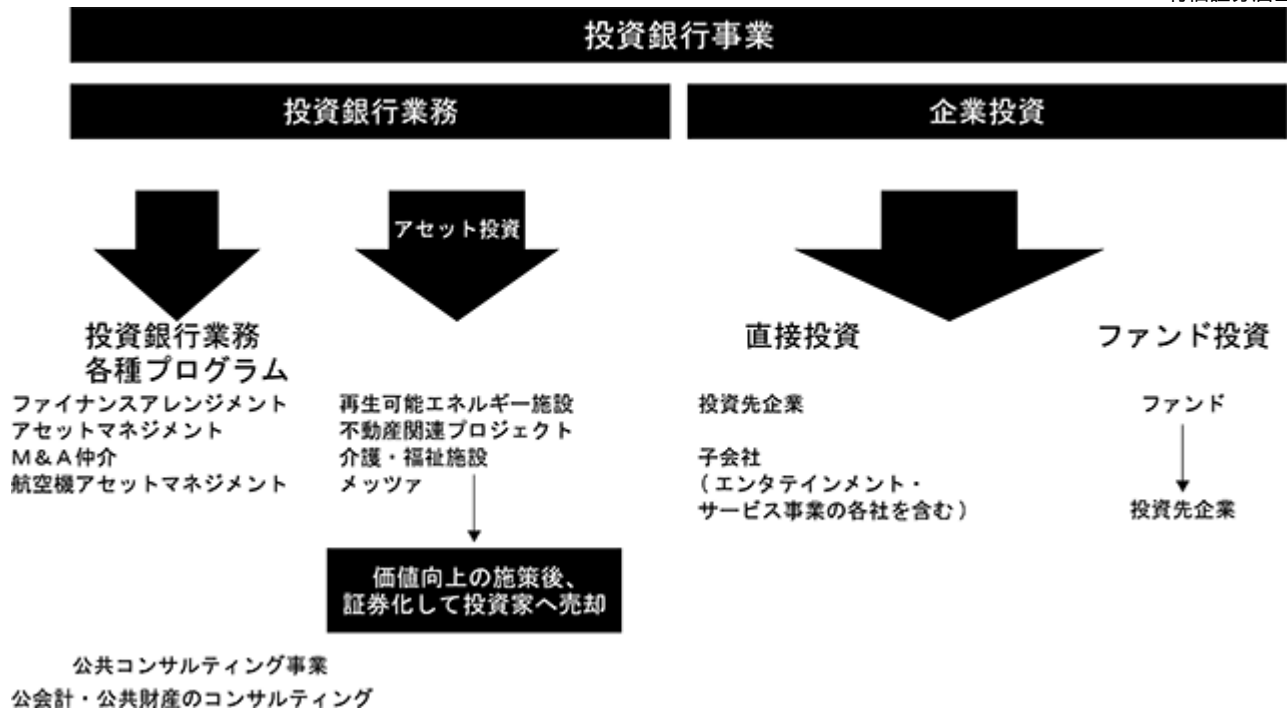
| | |
|-----------------------|---|
| | <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>新株予約権の行使時の払込金額</p> | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「条件決定基準株価」という。)とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>2018年12月5日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、修正日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割をする場合</p> <p>調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| | <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本新株予約権の各行使請求の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>2,529,750,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注)行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年12月5日から2020年12月4日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神谷町支店</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日(但し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日よりも前の日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、2020年12月4日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社グループは、企業を支援するブティック型投資銀行として投資銀行業務と企業投資を中心に事業を展開し、企業のニーズに応える様々なソリューションを提供して成長をサポートするとともに、地域産業の振興・支援にも積極的に取り組む投資銀行事業を行っております。



投資銀行業務においては、企業の事業拡大のための資金調達ニーズや地域社会の諸課題、エネルギー問題等に対し、ストラクチャード・ファイナンス手法を用いたファイナンスアレンジメントや不動産、有価証券等のアセットマネジメント等を行うとともに、M&A仲介、航空機アセットマネジメント等の様々な金融ソリューションも提供しております。また、当社グループは、自己資金や借入れによって不動産等のアセットに投融資を行い、アセットを確保した上で、価値向上のための各種施策を実施するとともに、これらのアセットを裏付けとした証券化を図り、金融商品として投資家に提供するアセット投資を行っております。このアセット投資として、これまでに再生可能エネルギー関連施設や不動産関連プロジェクト、介護・福祉施設等への投資を行っております。

企業投資においては、当社が当社グループ内外で見出される投融資機会に対し、厳選して自己投融資しております。潜在性・将来性豊かな上場/未上場企業・事業に対し投融資することにより、成長・発展を支援し企業価値を高めることで、将来収益の拡大を目指す投資戦略を強化、推進しております。企業投資は、当社グループによる「直接投資」と、企業投資を目的とするファンドへ投資する「ファンド投資」の2つの形態で行っております。なお、投資先の株式所有や経営支援に伴う役員派遣等によって、投資先企業が子会社となり当社の連結の範囲に含まれることがあります。

近年では、北欧のライフスタイルやムーミンの物語の世界観を体験できる「メツァ」への投資(不動産取得や開発等のアセット投資及びメツァを運営する株式会社ムーミン物語への企業投資)を行うなど、投資銀行業務のアセット投資、企業投資の2つの側面から、多くの資金的リソースを投入し、2018年11月9日より順次開業を迎えることとなりました。

このような状況の下、投資銀行事業におけるアセット投資・企業投資(それぞれ営業投資有価証券、営業貸付金、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に計上される投融資に限ります。〔メツァ関連を除く〕)の新規投融資については、2017年9月期はメツァ関連の投資が増大したことにより483百万円に留まりましたが、2018年9月期は1,953百万円となり、さらにM&Aで航空機アセットマネジメント会社(SGI-Aviation Services B.V.)や都市インフラ管理システム会社(株式会社ジオプラン・ナムテック)を子会社化する等、メツァ以外の投融資を増加させており回復基調であります。しかしながら、投融資実行から回収までには一定の期間を要することから、収益の源泉となる新規投融資をさらに拡大させるには、現状の手元資金のみでは収益拡大の速度は限定的であります。金融機関借入等による資金調達もありますが、今後のさらなる成長のために必要な資金の調達には、財務基盤の強化に資するエクイティ・ファイナンスが最も適切であると判断しました。当社グループの中長期的な成長には新規投融資が重要かつ必要不可欠であります。今回の資金調達によって投融資を増加させることは、投資銀行事業の収益拡大を加速させ、2018年11月より順次開業するメツァを中心とするエンタテインメント・サービス事業とともに、業績を伸長させる事業体制が整って当社グループの企業価値が向上すると考えております。

なお、本新株予約権による資金調達における具体的な資金用途及び支出予定時期につきましては、下記「2 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載しております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合には、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- 該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」といいます。)を2018年12月5日から2020年12月4日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株です。
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記及びに記載のとおり、当社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結予定のコミットメント条項付き第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが一定条件のもとで本新株予約権の行使コミットを行うことにより、当社は短期間における一定金額の資金調達の実現性を高めることが可能となります。また、当社の資金需要動向に応じて当社がパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して停止指示を行うことができるほか、停止指示を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初は条件決定基準株価に設定されますが、2018年12月5日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されますので、修正後の行使価額がかかる下限行使価額を下回ることはありません。
- ・行使期間は、2018年12月5日から2020年12月4日までです。

行使コミット条項

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2018年12月5日以降、60計算対象日以内に、保有する本新株予約権のうち100,000個を行使することを約束しています(以下「行使コミット」といいます。)。但し、上記の60計算対象日が発生するより前に2019年6月4日が到来した場合には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは行使コミットに係る義務を免除されます。

この仕組みにより、当社は短期間における一定金額の資金調達の実現性を高めることが可能となります。但し、計算対象日とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます(以下同じです。)

- ()当該取引日の直前取引日の東証終値が当初行使価額の60%に相当する金額以下となった場合
- ()当該取引日における当社普通株式の株価(気配値を含みます。)が一度でも直前取引日の東証終値の90%以下となった場合
- ()当該取引日が行使停止期間(下記「当社による行使停止」をご参照ください。)に該当する場合
- ()当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いとパークレイズ・バンク・ピーエルシーが合理的に判断した場合
- ()災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

当社による行使停止

- ・当社は、行使期間中のいずれかの日において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定(以下「停止指示」といいます。)することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・当社は、停止指示を行う際、又は一旦行った停止指示を取り消す際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2020年12月4日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部を取得します。

(2) 資金調達の方法を選択した理由

本新株予約権の主な特徴

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、事業計画の遂行に資する資金調達手法かどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

- ・ 短期間における一定金額の資金調達の実現性が高いと考えられること
下記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」にも記載のとおり、当社は本新株予約権の資金調達により不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得を計画しております。この組成のための不動産取得を自己資金と金融機関借入によって行う場合、現状では新規投資のための自己資金が十分とはいえず、この状況が継続した場合、機動的に案件に対応できず収益機会を得ることができません。このため、本新株予約権によって早期に一定金額の資金調達を実現し、案件組成に繋げることが当社の業績向上に貢献すると考えております。
上記「(1) 資金調達方法の概要 行使コミット条項」にも記載のとおり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、保有する本新株予約権のうち100,000個を60計算対象日以内に行使します。この仕組みにより、短期間における一定金額の資金調達の実現性を高めることが可能となると考えられます。
 - ・ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
()本新株予約権に係る潜在株式数は15,000,000株(2018年9月30日現在の発行済株式総数185,986,400株の8.1%(小数点以下第2位を四捨五入))と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
()本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示を行うことができます。
 - ・ 株価への影響の軽減が可能なこと
下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
()上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること
()行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
()下限行使価額が条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されること
 - ・ 当社の資金需要の動向に応じて行使の停止が可能なこと
上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、当社の資金需要の動向に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること。
 - ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。
本新株予約権の主な留意事項
本新株予約権には、主に、下記の留意事項がありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。
・ 本新株予約権の下限行使価額は条件決定基準株価の50%に相当する金額に設定されており、株価水準によっては本新株予約権が行使されず、資金調達ができない可能性があります。
・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴
・ 上記「注1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社は、借入れによる資金調達は調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれることから、借入金ではなくエクイティ・ファイナンスによる調達を検討いたしました。
・ 公募増資、第三者割当による新株発行等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で、実際の調達金額が予定される金額を下回る可能性はあるものの、上記の仕組みにより、短期間における一定金額の資金調達の実現性を高めつつ、株価への影響の軽減も期待することができます。また、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを享受することが出来ます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
 5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券賃貸借契約を締結する予定はありません。
 6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付するものとします。

9. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,529,750,000 | 20,400,000 | 2,509,350,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額(9,750,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(2,520,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した仮定の金額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、発行決議日の直前取引日における終値を当初行使価額であると仮定し、かかる仮定の当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

(2) 【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|----------------------------------|---------|------------------|
| 不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得 | 1,500 | 2018年12月～2019年9月 |
| 新たな投資商品組成及びM & A対応 | 1,009 | 2018年12月～2020年9月 |

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得

当社グループは、投資銀行業務におけるストラクチャード・ファイナンス案件の組成・アレンジメント(投資銀行業務各種プログラム)や再生可能エネルギー関連施設への投資(アセット投資)、公共コンサルティング事業における公会計コンサルティング事業(地方公共団体の財務書類の複式簿記化の支援)等を展開するなかで、組成案件へ投融资する金融機関や地方公共団体の公会計の実務をサポートする税理士・会計士等とのネットワークを全国的に拡大し、金融商品にニーズのある投資家を開拓してきました。今後、当社は、そのようなネットワークを活用して開拓した投資家に対して、アセット投資により不動産小口化投資商品を組成して販売していく予定であります。不動産小口化投資商品は、不動産を信託してその信託受益権を金融商品とする方法や不動産特定共同事業法に基づき金融商品とする方法等により、投資家が投資しやすい単位に分けて小口化して組成するため、組成にあたり投資対象となる不動産の取得が必要となります。

この不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)の取得に、1,500百万円を充当する予定です。なお、不動産取得にあたっては、資金効率性を勘案し、金融機関借入も併せて資金を充当する予定です。

新たな投資商品組成及びM & A対応

(新たな投資商品組成)

当社の投資銀行業務におけるアレンジメントでは、アセット投資により対象資産を確保して投資商品を組成する場合があります。上記の には対象資産を不動産として特定しこれを小口化して投資商品としますが、投資商品とする資産は不動産に限られないことから、不動産以外の資産もアセット投資により取得、証券化して投資商品としていくことを企図しております。

(M & A)

企業投資では、当社グループが潜在性・将来性豊かな上場/未上場企業・事業に対し、新規設立やM & Aにより投融资して、成長・発展を支援し企業価値を高めることで、将来収益の拡大を目指す投資戦略を推進しております。

また、当社ではアセット投資に際して、資産保有会社の株式取得・売却等の手法も活用しております。

さらに、当社は事業領域の拡大が重要であると考えており、2018年9月期は株式取得により航空機アセットマネジメント会社を子会社化し、ファイナンスと密接な関係がある航空機アセットマネジメントを開始しました。このように既存事業である投資銀行事業との相乗的な効果が見込まれる戦略的なM & Aを実行しております。

以上のように当社は、企業投資、アセット投資、事業領域の拡大等の際にM & Aを活用しており、今回調達する資金をこのようなM & Aを着実に実行するための機動的な資金といたします。

なお、新たな投資商品組成及びM & Aについて、現時点において具体的に計画されている案件はありませんが、今後、案件が具体的に確定した場合には、速やかに開示いたします。これらに資金が充当されない場合には、当該資金は、上記 の使途に追加的に充当することを想定しております。

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管いたします。
2. 上記資金使途は、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は今後の状況に応じて変更される可能性があります。
3. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またパークレイズ・バンク・ピーエルシーは本第三者割当契約において2018年12月5日以降、60計算対象日以内に、保有する本新株予約権のうち100,000個を行使することをコミットしていますが、当該計算対象日には、上記1.(2)(注)3.(1)「資金調達方法の概要」に記載のとおり、一定の事由が発生した日が含まれないため、現時点において調達できる資金の額及び支出予定時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合又は調達資金が超過した場合には、事業計画及び資金計画を見直し、対応する予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。
4. 上記の金額には消費税等は含まれていません。
5. 資金使途の合理性に関する考え方
上記1.(2)(注)1.「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」にも記載のとおり、今回調達する資金は、「不動産小口化投資商品組成のための不動産(信託受益権を含む。)取得」及び「新たな投資商品組成及びM & A対応」を目的としたものであり、今後の当社の発展に大きく寄与して、中長期的な企業価値の向上に資する合理的なものであると考えています。
6. 当社は、2018年1月12日付で、フィンテック グローバル株式会社第18回新株予約権(第三者割当)を発行いたしました。当該新株予約権の行使状況、当該新株予約権に係る調達資金の充当状況等に関しては、下表のとおりとなっております。

| | |
|--------------------------|--|
| 発行新株予約権数 | 240,000個 |
| 発行価額 | 総額16,800,000円(新株予約権1個当たり70円) |
| 発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額) | 2,541,800,000円 |
| 割当先 | パークレイズ・バンク・ピーエルシー |
| 募集時における発行済株式数 | 161,935,300株 |
| 当該募集による潜在株式数 | 潜在株式数：24,000,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は64円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は24,000,000株です。 |
| 現時点における行使状況 | 行使済株式数：24,000,000株 (残新株予約権数0個) |
| 現時点における調達した資金の額(差引手取額) | 1,976,102,305円 |
| 発行時における当初の資金使途 | メッツァビレッジの建設工事、その他施設関連への投資に関する資金(2,541百万円) |
| 発行時における支出予定時期 | 2018年1月～2018年12月 |
| 現時点における充当状況 | 調達資金の全額を当初の資金使途に充当済であります。 |

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行、分割、併合、無償割当て、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引(差金決済若しくは現物決済のいずれも含まれます。)その他の取引を行うこと、当社の指示により行為する法人若しくは個人に若しくはに定める行為を行わせること、又は、若しくはに記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表することを行わない旨合意しています。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいますが、当社及び当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める意味を有します。)の取締役その他の役員、使用人及び従業員を対象とする新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社の株式の交付(但し、その目的である株式数が、2019年9月期事業年度において合計520,000株、2020年9月期事業年度において合計600,000株、2021年9月期事業年度において合計600,000株を上回らない範囲とします。)、並びに当社及び当社の関係会社の取締役その他の役員、使用人及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に係る譲渡制限付株式の発行及び交付等を除きます。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

| | |
|---------------------|--|
| (1) 名称 | パークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC) |
| (2) 本店所在地 | 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom) |
| (3) 直近の有価証券報告書等の提出日 | 外国会社報告書 2018年4月27日 (2017年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)) 外国会社報告書の訂正報告書 2018年9月4日 (2017年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)) 外国会社半期報告書 2018年9月4日 (2018年度中(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)) |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | | |
|----------|---------------------|-------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | | 該当事項はありません。 |

(注) 割当予定先が保有している当社の株式の数には、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している株式を含めておりません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのグループの日本法人であるパークレイズ証券株式会社からの提案が、一定金額については短期間で調達したい一方で、その後は当社資金需要の動向に応じて、また株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら資金を調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったことに加え、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していること等を総合的に勘案し、パークレイズ証券株式会社の提案を採用し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当では、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券株式会社のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数15,000,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。当社と割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、割当予定先が当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、割当予定先の代理人であるパークレイズ証券株式会社の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

< 割当予定先による行使制限措置 >

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使(単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分に係る行使をいう。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合(なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。)、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先が2018年9月4日に関東財務局へ提出した外国会社半期報告書(自2018年1月1日至2018年6月30日)の補足書類(1)に記載されている2018年6月30日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」(152,964百万ポンド)からも、割当予定先がかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています(登録番号はNo.1026167)。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されておりませんが、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する際には当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、2018年9月期決算短信、2018年9月期連結業績予想と実績値との差異、及びメツァ開業記念株主優待の実施に関するお知らせを公表しております。仮にこれらの公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の評価を第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社(代表者：寺田 芳彦、住所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階。以下「トラスティーズ・アドバイザリー」といいます。)に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザリーと当社及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間には、重要な利害関係はありません。

トラスティーズ・アドバイザリーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(割当先はコミットメント条項及び任意行使により株価が一定の条件の場合には速やかに行使すること、当社からの通知による取得が行われないこと、割当先は行使後に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに売却を実施し、その場合には取引コストが発生すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザリーが上記前提条件を基に算定した発行決議日時点の評価額65円を参考として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとの協議を経て、発行決議日時点の本新株予約権1個の払込金額を同額である金65円としました。

なお、当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役3名全員(全て社外監査役)も、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式は、本新株予約権の全てが行使された場合において最大で15,000,000株であり、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数185,986,400株に対し最大8.1%(2018年9月30日現在の総議決権1,859,808個に対し最大8.1%)(小数点以下第2位を四捨五入)の希薄化が生じるものと認識しております。当社は、当該資金調達により、上記第1 1.(2)(注)1.「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしております。よって、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式の発行数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数15,000,000株に対し、それぞれ、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は11,256,537株、過去3か月間における1日当たり平均出来高は21,606,111株、過去1か月間における1日当たり平均出来高は14,437,264株であり、一定の流動性があること、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと、及び当社が、当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の発行に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の 所有株式数 (株) | 割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 |
|---|---|--------------|----------------------------|----------------------|--------------------------------|
| 玉井 信光 | 東京都世田谷区 | 20,095,500 | 10.81% | 20,095,500 | 10.00% |
| パークレイズ・ バンク・ピーエ ルシー (Barclays Bank PLC) | 1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom | | | 15,000,000 | 7.46% |
| 藤井 優子 | 東京都世田谷区 | 3,576,400 | 1.92% | 3,576,400 | 1.78% |
| 細井 聡子 | 東京都練馬区 | 2,285,300 | 1.23% | 2,285,300 | 1.14% |
| 青島 正章 | 東京都渋谷区 | 1,708,000 | 0.92% | 1,708,000 | 0.85% |
| 田村 直丈 | 静岡県田方郡函南町 | 1,676,000 | 0.90% | 1,676,000 | 0.83% |
| ロパート・ハー スト | 東京都渋谷区 | 1,535,000 | 0.83% | 1,535,000 | 0.76% |
| テンダネス・ ファンドT投資 事業有限責任組 合 | 東京都港区虎ノ門1-16 -6 虎ノ門RAPO-T0ビルUCF703 | 1,500,000 | 0.81% | 1,500,000 | 0.75% |
| 水野 英行 | 愛知県名古屋市中村区 | 1,500,000 | 0.81% | 1,500,000 | 0.75% |
| SIX SIS LTD. (常任代理人 株 式会社三菱UFJ 銀行) | BASLERSTRASSE 100CH- 4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2 -7-1) | 1,261,000 | 0.68% | 1,261,000 | 0.63% |
| 計 | | 35,137,200 | 18.89% | 50,137,200 | 24.95% |

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 2018年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

4. 割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】**第1 【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期(自2016年10月1日 至2017年9月30日)2017年12月20日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第1四半期(自2017年10月1日 至2017年12月31日)2018年2月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第2四半期(自2018年1月1日 至2018年3月31日)2018年5月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第24期第3四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日)2018年8月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年12月22日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年11月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2018年11月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2018年11月8日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

フィンテック グローバル株式会社 本店
(東京都品川区上大崎三丁目1番1号 目黒セントラルスクエア15階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。